

●第Ⅰ回富田林市地域福祉推進委員会 議事録（概要）

1. 開催日時 … 令和8年5月22日（金）（13時30分～15時40分）
2. 開催場所 … Topic（富田林市きらめき創造館）2階 グループ活動室A・B
3. 参加者 … 委員（15名）
富田林市社会福祉協議会（1名）
株式会社シティコード研究所（2名）
事務局（増進型地域福祉課）

事務局	Ⅰ. はじめに ●資料確認 ・ 次第 ・ 富田林市地域福祉推進委員会 委員一覧 ・ 資料1－1 個別施策進捗確認資料（令和7年度実績） ・ 資料1－2 評価事業一覧（令和7年度評価） ・ 資料1－3 対話による事業評価の変化の対比 ・ 資料2－1, 2 重点施策評価シート（令和7年度）重点施策1・2 ・ 参考（前回評価）重点施策評価シート（令和6年度） ・ 資料3 第5期計画の策定に向けて ・ 資料4－1 第5期計画 施策体系（案） ・ 資料4－2 施策体系（案）に紐づく事業一覧 ・ 資料4－3 重点施策 イメージ図（案） ・ ご意見シート ●富田林市地域福祉推進委員会の設置目的 富田林市地域福祉計画の策定及び推進について意見を求めるため設置されており、本日は、第4期富田林市地域福祉計画の進捗状況及び、第5期計画策定に向けて、ご意見等をいただくことが主な目的となります。 ●新委員の紹介 委員1名の辞任により、新たに1名の委員を委嘱した。任期は前任委員の残任期間である令和9年6月30日までとなります。 ●会議成立要件の確認 委員数17名中、本日は委員15名の出席があり、委員会設置要綱第4条の規定（過半数の出席で成立）を満たし、会議は成立します。 ●会議の公開について 本日は、「第4期地域福祉計画の進捗状況・評価及び、第5期計画策定に向けた検討」を議題とする予定であり、会議の非公開事由には該当しないとして、公開を提案し、了承されました。 ⇒傍聴希望者なし。
-----	--

委員長

2. 議題

この委員会は、地域福祉計画を策定、推進するための委員会です。大きく社会福祉の中で、日本全体の枠組みで言うと、現在は地域福祉が主流化してきていると言われています。そして、地域福祉が単に主流化して終わったわけではなく、近年は、政策として地域福祉が進められている段階に入ってきたという見解があります。

2015年頃から、政策として地域福祉を進める大きな流れが生まれ、閣議決定として、地域共生社会を推進することが出てきました。地域共生社会とは、地域の中で多様な方々が暮らしていく社会を作ろうということで、地域福祉の目指している一つの姿だと言えます。これを推進していくため、社会福祉法の改正や様々な取組が進められています。

つまり、地域福祉が社会福祉の中で中心的になり、さらにそれを政策として具体的に進めようという大きな流れがあることをご理解いただきたいと思います。

社会福祉法の中には、それぞれの自治体が地域福祉計画を策定することが盛り込まれており、計画の立案及び実行を進めていくために、この委員会があります。富田林市の場合はそこにとどまらず、増進型地域福祉の考えを取り入れ、行政として富田林市の地域福祉計画を進めていこうと取り組んでいます。

増進型地域福祉とは、マイナスをゼロに戻すだけでなく、幸福、ウェルビーイングをめざす地域福祉で、富田林市ではいち早く取り組んできたものです。

本日、皆さんにお示した多くの資料の中に、増進型地域福祉の考え方が盛り込まれていますので、これに対し、皆さんの立場からご意見をいただければと思います。

地域福祉の政策化により領域も広がり、ひきこもりや孤独・孤立問題、農業や産業との連携、学校と地域のつながりなど、幅広い分野で福祉を進めようとしています。かつての福祉には劣等处遇という考え方がありましたが、増進型地域福祉は全く違う考え方で、福祉によって幸せになれるというメッセージを出していくものです。

それでは、議案（1）第4期地域福祉計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

【事務局報告】

（1）第4期地域福祉計画について（令和7年度）

①事務事業の進捗状況・評価について 資料 1-1.2.3 説明

本計画の事務事業評価として、「取組状況」「進捗評価」「必要性評価」に加え、増進型地域福祉の評価となる、4ページに記載の「目的実現型のアプローチ」「対話的プロセスの実施」の5つの評価項目とそれぞれの評価基準を設定しており、各事業の担当課が評価することとしています。

●基本施策ごとの説明

資料1-1中、増進型地域福祉の評価項目を中心に説明。

・基本目標1「人と地域がつながっている」

P7(1) 地域における交流の推進とつながりづくり【26事業】

担当課に評価の内容についての聞き取りを行ったところ、対話的プロセスがあると評価が見直され、対話的プロセスのB評価が前年度より8ポイント増え、27%となっています。

P8(2) 支えあい・助け合い活動の推進【19事業】

「増進型地域福祉プラットフォーム」が新たに設置され、1事業増となりました。対話的プロセスについて、前年度より1ポイント増となり、全体の90%の事業で「事業実施にあたり対話的プロセスを経ている」と評価されています。「ファミリーサポートセンター事業」は、担当課への聞き取りにより、対話的プロセスがあると評価が見直されています。

・基本目標2「地域を支える力が育まれている」

P9(1) 地域における担い手づくりの推進【13事業】

対話的プロセスではB評価が前年より5ポイント増えて38%に、AB合わせて92%の事業で対話的プロセスがあり、半数以上で事業改善が図られていると評価されています。

P10(2) 地域活動団体の連携強化【6事業】

目的実現型アプローチ、対話的プロセスともに前年評価と変わりはありませんが、総じて高評価となっています。

P11(3) ボランティア・NPO 活動等の推進【9事業】

目的実現型アプローチでは、前年度、本課から担当課への評価内容の聞き取りによりA評価に転じた事業は、今年度もその評価を維持しています。

・基本目標3「確実に支援が届いている」

P12(1) 情報提供の充実【11事業】

対話的プロセスでは、前年同様、多くの事業で対話的プロセスを有している、または、対話により事業改善を図っていると評価されています。

P13(2) 重層的な相談支援体制づくり 【30事業】

目的実現型アプローチについては、前年、健康づくり推進課や高齢介護課で評価が見直されましたが、今年度、商工観光課等への聞き取りにより A 評価が7ポイント、B 評価が8ポイント増え、80%と見直しが進んでいます。対話的プロセスについても、前年はDの「評価が馴染まない」とする事業が5割以上でしたが、今年度は担当課への聞き取りにより、D評価が29ポイント減少し、23%となっています。

P14(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成 【8事業】

対話的プロセスについて、事業者指導等で評価に馴染まないとされる事業が残っていますが、担当課への聞き取りにより、D評価がB評価に見直された事業もあります。

P15(4) 人権尊重と権利擁護体制の充実 【21事業】

目的実現型アプローチについては、前年度と変わらず9事業でA評価とされています。

対話的プロセスについては、A・B評価が合わせて10ポイント増の62%となり、半数以上の事業で対話的なプロセスがあると評価されています。担当課への聞き取りにより、評価が見直された事業もあります。

P16(5) さまざまな課題を抱える住民への支援 【15事業】

目的実現型アプローチについて、前年度同様、今年度も聞き取りにより評価が見直された事業があり、前年度より27ポイント増の47%の事業で「理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている」と評価されています。

対話的プロセスについても、担当課への聞き取りにより、前年度より33ポイント増え、A・B 評価合わせて80%の事業で、対話的なプロセスを有すると評価が見直されています。

・基本目標4「安心できる環境」

P17(1) 日常生活における安心できる環境づくり 【19事業】

目的実現型アプローチについて、1事業が B 評価から A 評価になり、前年度より5ポイント増の37%で A 評価とされています。

P18(2) 災害発生時における安心できる環境 【4事業】

全事業、前年度と大きな変化はなく、いずれも A 又は B 評価となっています。

・P6 計画に紐づく181事業（令和7年度）の評価まとめ

取組状況として、廃止1とありますが、別事業への統合による廃止です。進捗評価では、A 又は B と評価されたものが合わせて99%で、各基本目標に紐づく事業が着実に実施されているものと評価できます。

目的実現型アプローチについては、前年度より4ポイント高い35%の事業で A 評価の「理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている」と評価されています。また、対話的プロセスについては、前年度に比べ1ポイント高い41%の事業で A 評価の「事業実施過程において関係者等との対話が行われ、事業改善が図られている」と評価されています。

●総括

今年度、関係課へ評価を依頼するにあたり、目的実現型アプローチの項目では欄外に注釈をつけ、対話的プロセスの評価項目では、一部表現を改める等、関係課において評価がしやすいよう、追記・修正を行いました。

また、今年度も昨年度同様に、関係課から回答が出た後に、本課からの聞き取りを行い、増進型地域福祉の考え方についての説明を行った結果、目的実現型アプローチ、対話的プロセスそれぞれにおいて、C・D 評価が減少し、A・B 評価が増加しました。

評価が見直された31の事業の評価の変遷については、資料1-3にまとめています。

増進型地域福祉の考え方を全庁的に広げていくことは、本市としても大きな課題と捉えてきましたが、まだ関係課においてとらえ方にはばらつきがあると感じていますが、昨年度、今年度において、関係課との対話を続けたことにより、評価が見直され、見直された評価が継続されていることから、庁内における一つ一つの対話的行為を継続していくことが重要だと感じています。

今後も、引き続き関係課への働きかけを行いながら、全庁的に増進型地域福祉の考え方がより一層広がるよう、努めてまいります。

事務局からの説明は以上です。

委員長

増進型地域福祉を進めるにあたって「目的実現型アプローチ」と「対話的プロセス」が挙がっていました。マイナスをゼロにするだけでなく、どうなっていくた

いかという目的を意識し、話し合いを通じて落とし込んだ実践が重要になり、そういった進め方を共有していこうという狙いがあります。

引き続き、②重点施策(1.2)の進捗状況・評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局報告】

②重点施策(1.2)の進捗状況について 資料2-1.2説明

重点施策は、数値で示す量的評価と、数値では表せない質的評価の2つの側面から評価を行っています。

●重点施策Ⅰ「地域の理想の実現におけた取組への支援」

「福祉の地域づくり」の取組で、校区交流会議を中心としながら、各校区からの地域の声を聴き、施策形成や社会資源の開発につなげていき、全庁的な増進型地域福祉を進めていく仕組みです。

○量的評価

①校区交流会議参加者数

実績値は389人で、計画値を上回っていますが、実績を維持するだけでなく、校区交流会議をより発展させていくためにも、更なる増加をめざしていきたいと考えています。

②校区担当職員の参加率

昨年度開催された95回の校区交流会議のうち、校区担当職員が参加した会議は93回でした。業務の都合等もあり、全ての会議には参加できていない状況でしたが、校区担当職員が参加できない会議については、本課の管理職が出席する等、地域と行政のパイプ機能が果たされるよう努めています。

③広聴活動

7校区から15件の相談・要望を受け付けています。校区担当職員の活動を通じた地域の課題の共有から、必要な行政情報を発信する等、地域と行政のパイプ役として、広聴活動を積み重ねていく必要があると考えています。

○質的評価

・校区交流会議での対話から、多様な地域活動との重なりや掛け合わせなど、その地域の強みを活かした校区プログラムが実践されています。各校区でのプロセスを大切にしながら活動を積み重ねるなか、人と人、人と地域がつながり、担い手の確保や新たな福祉文化が生まれることが期待できる取り組みであることから、さらに地域に広げ、定着していくための働きかけが重要となります。

・各校区の活動を積み重ねるなかで挙げられた地域課題から施策形成に至った孤独孤立対策ですが、令和7年4月に設置した「増進型地域福祉プラットフォーム」は、令和7年度末時点で48団体の参画となっております。参画団体増加に向けた活動が引き続き必要ですが、参画団体を増やすだけでなく、参画団体同士のつながりをつくる等、地域のセーフティネット機能の拡充に向け、取り組みを検討していく必要があります。

・校区担当職員事業ですが、事業を開始して以降、校区担当職員の経験者が50人を超え、その経験が各所属での業務に生かされ、その資質が庁内に広がることで、全庁的な増進型地域福祉の推進に寄与するものとなっています

●重点施策2「地域とともに創る重層的な相談支援体制」

「相談支援」の取組で、住民にとって身近な相談窓口の設置や、分野横断的なネットワークを形成し、包括的な支援体制を構築していく仕組みです。

○量的評価

①福祉なんでも相談窓口設置数(校区・定点型)

16小学校区において、延べ121回開催されており、うち61回は地域活動拠点 MINAYORU を活用して開催されました。また、校区・定点型とは別に福祉委員会や地域包括支援センター、自治会との協働による地区・定点型の相談窓口が延べ56回開催されました。

②増進型地域福祉ネットワーク(圏域)会議開催数

市内3圏域において3回ずつ、合計9回開催されています。この会議では、福祉分野横断的な連携体制の構築を目的として、圏域ごとに特色を活かした取組を検討しています。

③増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議開催数

個別事案に関する、社会福祉法第106条の6の規定に基づいた包括支援会議が53回、重層的支援体制整備事業庁内会議が3回、就労支援・ヤングケアラー・相談支援体制に関する庁内会議がそれぞれ1回、成年後見制度利用促進に関する協議会が11回、合計70回の開催となっています。

○質的評価

・令和7年度は全校区において2か月に1回の頻度で開催された福祉なんでも相談窓口ですが、相談受付件数は30件となりました。令和6年度に比べ相談件数が増加していることから、地域における認知度の広まりも見られますが、相談窓口の存在がより地域に定着、浸透していくよう、周知・広報活動を継続していくとともに、開催頻度を増加させたり、多様な機会を捉えて開設したり、さまざ

	まな地域活動と協働する等、より住民にとって身近な、開かれた相談窓口をめざし、運用方法を検討していくことが望ましいと考えられます。 ・増進型地域福祉ネットワーク会議について、圏域毎にアセスメントシートの検討や職域理解等、さまざまな視点から分野横断的な、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を行っていますが、その取り組みを各圏域で完結させるのではなく、他圏域の取組を共有する等、市全域の包括的な相談支援体制の構築を推進していく手法を検討する必要があります。 ・包括支援会議や各会議体等で、多分野多機関が連携や協議を重ねることによって、支援者のスキルアップや支援機関それぞれの役割・機能強化等につながっており、その結果が、包括的な支援体制を構築していくための土台となっていることから、多機関協働事業において取り扱う判断基準の策定や、連携強化に資するルール等を共有して、より効果的な運用につなげていくことが必要です。 事務局からの報告は以上です。
委員長	それでは、ご意見、質問等お願いします。
委員⑭	重点施策Ⅰの評価について、量的評価についてはほぼ目標を達成しており、校区交流会議が定着し機能してきていることが見て取れます。質的評価のところは、例えばプラットフォーム 48 団体や担当職員 50 人など、どちらかというとも量的評価ではないかと思うところがあります。 校区交流会議も次の段階に入っていく部分に来ているのではないかと思いますので、質的評価として少し違う観点で、各交流会議が議論してどんな理想像を出してきたのか、どんな校区プログラムを実践して結果的に理想にどれだけ近づいているかといった内容を質的評価にすべきではないかと思います。それぞれ地域特性に応じてどういう中身が議論され進展しているかが質的評価になったほうがよいのではないかと感じます。
委員長	質的評価を次の段階に進めてはどうかという指摘です。どのように地域が変わってきているのかという評価をそろそろできるのではないかとのことですが、これについて事務局の考えをお聞かせください。
事務局	校区交流会議が定着してきたなか、各校区がどのように変わってきたかという視点は大切だと考えています。 委員の意見にもありました、各校区の取組の共有については、市と社会福祉協議会で共催する全体校区交流会議等の場も活用し、共有していきたいと考えています。
委員長	今の取組も大切ですが、次の段階へどう入っていくかを考えていくことも重

	要です。取組みやすいところから始めるのが最初の段階で、浸透してきて、地域福祉の理想をどう実現していくかという段階です。他校区の取組を知ることによって理想が広がるような会議になっていくことをめざすような評価の方法にすれば、次につながっていくのではないかと思います。	
委員⑤	校区交流会議について、参加者は熱心に取り組まれています、地域への浸透度はまだまだ低いのではないかと感じます。今後の大きな課題として、校区交流会議の案内や会議内容等の情報の発出方法など、こういった形で周知していくかということがある。表面的な実施にとどまらず、地域への浸透度が低いということが今後の大きな課題だと思います。	
委員④	重点施策2の「福祉なんでも相談」について、量的評価の実績が16小学校区100%となっていますが、私の地域では存在を知っている人はほとんどいないと思います。開催場所についても、地域ごとの差はあると思いますが、階段を登って行く必要がある場所には高齢者は行かないと思います。もう少しきめ細かな相談窓口の設置と、相談窓口についての周知の工夫をお願いします。	
委員⑥	私の地域では高齢化が進み、若者が出ていってしまっています。歯止めをかけるために、子育てしやすいまちとしてアピールするなどの魅力づくりをしないといけないのではないかと思います。 校区交流会議への参加率も低いので、地域としてどのような形に持っていくのか、町会等にも動いてもらう必要があると思います。今後は、増進型地域福祉とはどういうものなのかを地域にアピールしていかなければ、なかなか前進しないと思います。	
委員長	子育てしやすいまちとしてのアピール等は、他の施策と地域福祉の施策をうまくつなげていく必要があると思います。 地域活動への参加者、担い手不足について、町会だけでなく地域の事業者なども含めて活動を考えていく必要や、新しい考え方も取り入れながら地域活動を考えていく必要があります。	
委員⑬	町総代会に属していない町会組織もあります。町総代会としてはもっと校区交流会議に参加していただきたいが、数が少ないのが現状です。 増進型地域福祉プラットフォームの参画団体の構成と、今後の発展の見通しをどのように考えているのか、お聞きしたいです。	
委員長	重点施策2について、量的評価は3指標ともに100%を達成している状況ですが、この体制で何ができるのか、という評価の方法を取り入れる段階に入ったと感じています。特に、重層的支援体制整備事業は、全国でも様々な組織や部局が集まって話をする中で、役割分担して終わりという状況になりがちで、取り扱うケースがどうなっていけば良いか、目的実現型でサポートできているか、対話と目的実現型の仕組みが反映されるようなモデルを作っていく必	

事務局	要があります。そういった評価が生まれてこない、上手くいっているのか見えないので、検討していただきたいと思います。 これまでの委員意見の中から、事務局の応答できる範囲で回答をお願いします。 校区交流会議参加者の固定化や会議の浸透度が不十分である点については、市としても市社会福祉協議会としても課題として十分に認識しています。市としての働きかけとしては、令和7年4月に「増進型地域福祉プラットフォーム」を設置したことが挙げられます。参画団体数は48団体で、構成としては福祉委員会や福祉事業者が中心ですが、医療機関や民間企業、司法書士事務所、障がい・介護の事業者、薬局、スーパーなども参画しています。個人ではなく団体に向けて参画を呼び掛けていますが、活動内容としては、各団体の活動の中で地域住民の異変や困り事に気付いた際に窓口につなぐことや、見守りの目を持ってもらうことをお願いしています。 また、校区交流会議に関連した取組として、市から参画団体へ月1回配信しているメールマガジンの中で、校区交流会議の開催案内や各校区のテーマ、福祉なんでも相談の開催日程、月ごとのイベント情報等を盛り込み、情報発信による働きかけを行っています。メールマガジンをきっかけに校区交流会議などへ、興味・関心を持ってもらうことも目的としており、現時点でメールマガジンを起点とした問い合わせの実績はありませんが、今後も情報発信を継続し、つながりへと発展していくことをめざしたいと考えています。 今後の展望としては、プラットフォーム参画団体同士の横のつながりを構築するため、今年度中にプラットフォーム参画団体の交流会を企画する予定です。参画団体だけでは参加数が限られる懸念もあるため、関係課の企画とコラボレーションする等、開催方法を検討しています。 福祉なんでも相談について、物理的なアクセスの課題は認識しております。校区交流会議開催後に福祉なんでも相談を開催することが多くありますが、当事者からの相談だけでなく、参加者から近隣の困っている方の情報をつないでもらう機会としても活用してもらいたいと思います。校区型とは別に地区型の開催もあり、色々な団体や地域活動と併せて開催する等、機会を捉えて開催していきたいと考えています。 地域づくりについては、高齢・障がい・子どもなど各分野がそれぞれ事業を展開していますが、縦割りという部分が課題となるため、庁内での横断的な連携体制が重要だと考えているため、関係課の管理職での会議等も行っています。また、校区担当職員の経験者が50人を超え、増進型地域福祉の考え方を持った職員が様々な部署に在籍していることは強みだと認識しており、福祉部局以外との連携も増やしていくべきだと考えています。
委員⑬	庁内の連携体制は、ぜひ進めていてもらいたい。
委員長	それでは、次の議案（2）第5期地域福祉計画について、事務局より説明をお願いします。

【事務局報告】

(2) 第5期地域福祉計画について

①第5期地域福祉計画策定に向けて 資料3説明

第5期地域福祉計画の策定に向けての大きな方向性について、改めてご説明します。

(スライド2)

計画の策定方法について、第5期計画は地域福祉計画と地域福祉活動計画を別冊で策定し、両計画ともに、増進型地域福祉を基本的な視点としたうえで、共通の基本理念、基本目標のもと、それぞれの趣旨に即した計画の策定を進めてまいります。

(スライド3)

第5期地域福祉計画に包含する計画については、第4期と同様に「成年後見利用促進計画」「再犯防止計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し策定します。

地域福祉計画は、各福祉分野における共通的な事項を記載する上位計画として社会福祉法に位置付けられているため、各福祉計画との整合を図りながら策定する必要があることから、第5期計画の期間を5年から6年に変更したいと考えております。

(スライド4)

介護保険事業計画、障がい福祉計画は、令和9年度から開始し、計画期間が3年として策定するため、地域福祉計画の期間を6年とすることで、策定する周期が重なることとなります。

当然、これまで同様に、毎年の評価を行いつつ、必要に応じて方針の見直し等を検討したいと考えております。

(スライド5)

アンケート調査につきまして、5月1日に発送し、5月25日を回答期限としています。

資料に記載している回答数は5月14日時点ですが、5月21日までの回答数は、市民アンケートが519件（郵送356件、WEB163件）、福祉活動団体アンケートが60件（郵送29件、WEB31件）、福祉サービス事業所等アンケートが65件（郵送28件、WEB37件）となっています。

市民アンケートの対象者は無作為抽出ですが、校区ごとの人口比で件数を算出し、年齢層や性別に偏りがないよう配分しております。そして、外国人市民の方の相談窓口として、「多文化共生・人権プラザ」をアンケートの鏡文に記載しております。

(スライド6)

策定スケジュールを表にまとめています。

今回の委員会での計画骨子（案）の検討に加え、委員の皆さまには、後日、ご意見シートの提出をお願いしたいと考えております。

7月27日に第2回地域福祉推進委員会を開催し、アンケートの集計結果報告や、第4期計画の評価・総括を行い、ここで第5期計画の骨子を確定させたいと考えております。

そこから素案の作成を進め、庁内意見照会を経て、10月の第3回地域福祉推進委員会にて、素案の披露と内容の検討を行いたいと考えております。

その後、1月にパブリックコメントを実施し、その意見を反映したものを2月の第4回地域福祉推進委員会でご報告させていただき、3月に完成の予定です。

委員の皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

②計画骨子案について 資料4-1. 2説明

計画骨子（施策体系）のうち、基本目標・基本施策・個別施策の項目を中心にご説明させていただきます。

今回、基本目標・基本施策・個別施策を検討するにあたり、庁内関係課へ地域福祉計画に掲載する事業の照会を実施しました。その結果、第5期計画に掲載すべき事業は196事業となり、その196事業を、第4期計画の個別施策を基に分類しなおし、個別施策の統合や組み換えを行っています。

本日は、第4期から変更する点を中心に説明させていただきます。

・基本目標1「人と地域がつながり支え合っている」

（1）①人と人、人と地域がつながる機会の提供

子ども食堂や高齢者の街かどデイハウス等、居場所関連の事業をこの項目に含めることとして「居場所」は「人と人」をつなげることだけを目的としていないため、項目名の変更を行いました。

（1）③コミュニケーション支援の推進

項目名等は変更していませんが、新たに2事業を掲載しています。

（2）②孤独・孤立を生まない支援体制の充実

増進型地域福祉プラットフォームや、高齢者見守り訪問支援事業、配食サービス、自殺予防ゲートキーパー養成等、見守り系の事業を位置付けています。

行政として重点的に取り組むべきこととして前回委員会にて挙げた「孤独・孤立対策」をこの項目に反映しています。

・基本目標2「地域を支える力が育まれ、活かされている」

（2）地域活動者・団体等の活動の推進

第4期計画の（2）（3）を統合しています。

（2）②ボランティア・NPO等の活動支援

第4期の項目名には情報共有が記載されていたが、情報共有も活動支援に含まれるため、項目名を更新しました。

委員長	市民アンケートの結果も出ておらず、地域のニーズを把握できていない段階で、個別施策等の具体的な内容に入ってしまうのは、地域福祉計画の策定方法としていかがなものかと思います。地域からのニーズを把握したうえで計画を策定すべきであるため、本日の時点では基本理念や基本目標等、大枠までの議論に留めたいと思いますが、よろしいでしょうか。	
事務局	事務局報告 資料４－１．２説明再開 ・基本目標３「必要な時に確実に支援が届いている」 （２）包括的な支援体制の構築 重層的支援体制整備事業における「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」を対応させています。 （５）多様な支援ニーズへの取組みの充実 地域福祉計画の各項目には「こども」というワードが使用されていなかったため、この項目にこども関連の項目を新設し、基本施策の名称を変更しました。 ・基本目標４「安心できる環境が整っている」 目標像を具体的にイメージしやすいよう文言を見直し、個別施策の項目の組み換えを行いました。 ●基本理念について 基本理念については、３案を掲載しています。委員の皆さまからご意見をいただき、確定させていきたいと考えています。 ●重点施策について 資料４－３説明 今回の変更にあたって、挿絵や矢印などの見た目の変化はありますが、意味合いは大きく変更しておりません。見た目にわかり易いようにというテーマで変更しています。 ・重点施策Ⅰ これまで全ての参加者が同じアイコンデザインで描かれていた校区交流会議参加者のアイコンデザインを変更し、参加者の多様性を表現するため、住民・関係団体・行政の３種類に分けました。 校区プログラムの配置を会議の枠の外として、地域全体の取組ということを表現しました。 校区担当職員と社会福祉協議会の配置を見直し、会議の輪の中に入れました。 校区担当職員が持ち帰った地域課題や取組を、必要に応じて市域に広げていく展開を考慮し、その仕組みを、徐々に太く、大きくなる一連の矢印として表しました。	

	・重点施策2 「増進型地域福祉プラットフォーム」や、「地域子育て相談機関」を追記しています。 圏域支援体制の図から、委託事業者の名称を削除しています。また、圏域支援体制の機関ごとの枠線を廃止することで、継ぎ目のない、縦割り感の少ない連携体制を表現しています。 地域、小学校区、圏域、市域の枠線を可視化することで、地域が何重もの層に守られていることを表現しています。 ・増進型地域福祉のネットワーク図 地域住民の配置を見直し、校区の枠線の中に入れました。そして、3圏域の支援体制それぞれ表記していたものを一つにしたうえで、小学校区を圏域の枠線の中に入れ込みました。 「増進型地域福祉推進」と表記していた矢印を、「理想の実現」と表現を変え、個人や地域の理想の実現を市と社会福祉協議会でともに推進していく関係性を表現しています。 事務局からの報告は以上です。	
委員長	ありがとうございます。 それでは、ご意見をお願いします。	
委員⑭	重点施策2のイメージ図について、非常に違和感を覚えました。図の下部に描かれている相談機関に、市から委託事業として総合相談窓口を設置している人権協議会が入っておらず、外国人市民相談窓口、児童館、女性相談も入っていません。重層的、包括的な相談支援体制ということであれば、民間も含めてネットワークを構築することで、より密な支援体制ができるのではないかと思います。また、それらを「福祉なんでも相談」として重層的に実施することで、支援体制ができるのではないかと、そうした観点も必要ではないかと思います。	
副委員長	計画期間について、やはり5年間にした方が良いと思います。地域福祉計画が福祉の上位計画として、共通して取り組むべき事項を掲示するのであれば、他の計画が策定に向けて議論される前年に、地域福祉計画としての考え方や方向性を出しておいた方が、整合性が図れます。検討時期が同時期になると、共通事項が活きない可能性が高いと思われます。 次の段階として、例えば高齢、障がい、こども等の縦割りではなく、地域で孤立している人などの課題に取り組むのであれば、重点施策2の相談支援の内容を豊富化し、5年後に他の計画より先に方向性を打ち出す方が良いのではないかと考えます。	
委員③	重点施策1を「地域の理想の実現に向けた取組への支援」とするのであれ	

	ば、重点施策Ⅰの図は、校区交流会議の構成を見せる図ではなく、地域の理想の実現に向けて市がどのような支援を実施するかを示す図にした方が、市の役割が市民に伝わりやすいと感じます。 第４期計画の図では、校区交流会議自体が、市の主体的な施策と受け取られていることが多かったと感じています。第５期計画ではそこから一歩進めて、校区交流会議を、市がどのように支援し、施策につなげるかを見せる図にした方が、重点施策Ⅰの内容に合っていると思います。
委員⑦	地域とのつながりの必要性を感じていない子育て世帯が多くなっていると感じています。子育て支援サービスが充実することで、地域を頼らなくとも子育てができるようになってきているという側面もあります。 しかし、困ったらサービスを利用すれば良いということではなく、安心して子育てするには、人や地域とつながる必要性や、その良さを感じてもらえれば、困る前の予防的な支援につながると思います。 重点施策Ⅰの図では、校区交流会議から「校区プログラムの企画・実践」に矢印が向かっていますが、子育て中の人たちが、「こんなに楽しいプログラムなら企画から参加したい」と思えるよう、この矢印は双方向に出すべきだと思います。
委員⑧	障がい福祉分野においても、福祉サービスだけで成り立つ時代ではなくなってきました。「障がい」という枠にとらわれず、ひきこもりや孤独・孤立の問題など、地域とつながって交流し、色々な分野から意見をもらって支援していきたいと思います。 障がい福祉分野の相談支援を担当していますが、民生委員の名前や、校区交流会議の取組状況も把握できていない現状ですが、委員会を通じて、みなさんとともに良い計画を作っていければと思います。
委員⑯	地域は高齢化していますが、外国人は若い世代が増えており、古い住宅地にも入り込んでいます。その人たちにどう活躍してもらうか考えていますが、なかなか難しい状況です。校区プログラム等がある場合は、国際交流協会にも声掛けをお願いしたいです。
委員長	計画期間については、ずっと５年でなくても良いが、少なくとも第５期は５年間で良いと思います。そうすれば、他計画策定期間の１年前で揃うので、柔軟に検討してもらいたいと思います。
委員⑭	「地域の理想を実現する活動助成金」について、市や社会福祉協議会のウェブサイトにも掲載されておらず、仕組みがよくわからないので、市民にもわかるように、情報をオープンにした方が良いと思います。また、申請についても、「校区交流会議」を対象に申請できるようにした方が良いのではないかと思います。

委員長	いただいたご意見を踏まえて、事務局にて検討をお願いします。 それでは、本日の議題は以上となるため、進行を事務局にお返しします。	
事務局	重点施策の評価につきまして、委員の皆さまからいただいたご意見を基に、委員会評価として事務局にてまとめ、委員長・副委員長にご確認いただき、最終的には令和7年度評価として、公表させていただく予定となります。	
福祉部長	●部長挨拶 梅川福祉部長より挨拶 委員長、委員の皆さま、貴重なご意見を多数賜り、ありがとうございました。 地域福祉計画は大変重要な計画であるため、タイトなスケジュールではありますが、丁寧に策定を進めてまいりたいと考えていますので、今後とも、ご協力をよろしくお願いいたします。 本日も、ありがとうございました。	
事務局	●令和8年度第2回地域福祉推進委員会について 最後に、次回令和8年度第2回の開催につきましては、7月27日（月）13時30分～開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。 以 上	